

上天草市Web口座振替受付サービス導入業務
プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、上天草市Web口座振替受付サービス導入業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

上天草市Web口座振替受付サービス導入業務

(2) 業務内容

別添「上天草市Web口座振替受付サービス導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

※ 令和8年2月1日までにサービス開始を予定。

(5) 提案上限額

金3,520,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 当該サービス導入費を指すものであり、サービス開始後に発生する維持管理費は含めない。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。なお、受託候補者の決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。

(4) 上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領（平

成 16 年上天草市告示第 94 号) 又は上天草市物品購入等契約及び業務委託契約に係る指名停止の措置要綱 (平成 27 年上天草市告示第 71 号) の規定に基づき、入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。

(5) 上天草市暴力団排除条例 (平成 24 年上天草市条例第 5 号) に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

(6) 国税、都道府県民税及び市区町村税に未納がないこと。

(7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (以下「JIPDEC」という。) が認定した認証機関から情報セキュリティマネジメントシステム認証 (ISO/IEC 27001) 及び JIPDEC 又は JIPDEC が指定した審査機関からプライバシーマーク使用許諾を受けていること。

5 プロポーザルに係る実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和 7 年 7 月 1 日 (火) から令和 7 年 7 月 18 日 (金) まで

(2) 配布場所

上天草市ホームページから資料のダウンロードを行うこと。ただし、これにより難しい場合は、次の場所及び時間にて資料を配布する。

熊本県上天草市大矢野町上 1514 番地

上天草市役所大矢野庁舎 会計課 (以下「主管課」という。)

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (閉庁日を除く。)

(3) 配布資料

ア 上天草市 Web 口座振替受付サービス導入業務プロポーザル実施要領 (別表を含む)

イ 仕様書

ウ 質問書 (様式第 3 号)

エ 参加表明書 (様式第 4 号)

オ 会社概要 (様式第 5 号)

カ 類似業務実績調書 (様式第 6 号)

キ 企画提案書 (様式第 8 号)

ク 辞退届 (様式第 10 号)

ケ 上天草市 Web 口座振替受付サービス機能要件等対応表 (様式第 11 号)

6 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式第3号）

（2） 提出期限

令和7年7月8日（火）午後5時

（3） 提出場所

主管課

（4） 提出方法

質問書は、電子メールで提出すること。

なお、電話、来庁等による口頭での質問は、受け付けない。

（電子メールアドレス `kaikei_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp`）

※ 上記電子メールアドレスに関し、スパムメール対策として「@」を「_atmark_」と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。

※ 件名は、「上天草市Web口座振替受付サービス導入業務質問書」とすること。

（5） 回答方法

質問に対する回答は、令和7年7月11日（金）までに、上天草市ホームページに掲載する。

7 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書（様式第4号）を次のとおり提出すること。

（1） 添付書類

ア 会社概要（様式第5号）

イ 登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可。）

ウ 国税、都道府県民税及び市区町村税に未納がない証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可。）

※ イ及びウの書類は、上天草市工事入札参加者資格審査格付要綱又は上天草市物品の購入契約等及び業務委託契約等に係る指名競争入札（見積）参加者の資格審査要綱の規定に基づき、入札参加資格の審査を受けている者については、提出の必要はない。

エ 情報セキュリティマネジメントシステム認証（ISO/IEC 27001）を受けていることが分かる書類の写し

オ プライバシーマーク使用許諾を受けていることが分かる書類の写し

カ 上天草市Web口座振替受付サービス機能要件等対応表（様式第11号）

（2） 提出期限

令和7年7月18日（金）午後5時必着

(3) 提出場所

主管課

(4) 提出方法

提出資料は、紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く。）受け付ける。郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「上天草市Web口座振替受付サービス導入業務プロポーザル（参加表明）」と朱書のうえ、送付すること。

なお、郵便書留以外で送付された場合、市は参加表明書等の未到着の責任を負わない。

(5) 参加資格の審査及び審査結果の通知

参加を表明した者の参加資格を4に基づき審査し、審査結果を電子メールにて令和7年7月23日（水）までに通知する。

8 企画提案書等の提出

参加表明書を提出した者で参加資格があると認められたものは、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類（原則A4版、長編綴じ印刷）

ア 企画提案書（様式第8号）

イ 業務に対する企画提案（任意様式）

企画提案は、仕様書の内容を踏まえながら、別表「審査項目及び評価の方法の基準」に準じて記載すること。なお、記載順は「評価項目」の順に従うこととし、どの項目の内容か分かるようにすること。

ウ 類似業務実績調書（様式第6号）

過去の類似業務実績について記載すること。

エ 見積書（任意様式）

サービス導入費に係る見積書のほか、サービス開始後に発生する維持管理費（月額サービス料金、口座振替申込1件あたりの処理費用等）についても別途見積書を提出すること。

なお、それぞれ税抜価格、消費税額、税込価格を併せて表記すること。

(2) 提出期限

令和7年7月29日（火）午後5時必着

(3) 提出場所

主管課

(4) 提出方法

提出資料は、紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く。）受け付け

る。郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「上天草市Web口座振替受付サービス導入業務プロポーザル（企画提案）」と朱書のうえ、送付すること。

なお、郵便書留以外で送付された場合、市は企画提案書等の未到着の責任を負わない。

(5) 提出部数

8部

9 審査方法

本プロポーザルの審査は、別に設置する「上天草市Web口座振替受付サービス導入業務受託候補者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）において、企画提案書等の書類を審査し、プレゼンテーションを聴講して、企画提案を総合的に審査のうえ、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

(1) プレゼンテーション

提出された企画提案書の内容について、審査会に対し、プレゼンテーションを行うこととする。

ア 期日 令和7年8月4日（月）

イ 場所 上天草市役所大矢野庁舎内

※ プレゼンテーションは、実際に業務を主に担当する者が行うこと。

※ 日時、会場等の詳細については、個別に連絡する。

※ 参加者が多数となった場合は、書類審査による1次選考を行う場合がある。

※ 参加者が1者のみであった場合でも、審査会において妥当であると判断された場合は、受託候補者として選定する。

(2) 審査項目及び審査基準

上天草市Web口座振替受付サービス導入業務プロポーザル実施要領別表のとおり

10 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後、全提案者に電子メールにて通知する。

11 スケジュール

本業務に係るスケジュールは、次のとおりとする。

内容	日程
公告	令和7年7月1日（火）
質問書の提出期限	令和7年7月8日（火）

質問書の回答	令和7年7月11日（金）
参加表明書等の提出期限	令和7年7月18日（金）
企画提案書等の提出期限	令和7年7月29日（火）
企画提案書等の審査	令和7年8月4日（月）
審査結果通知	令和7年8月8日（金）
契約予定日	令和7年8月下旬

1.2 企画提案者の失格

次の各号のいずれかに該当するときは、その企画提案者を失格とする。

- (1) 企画提案者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 選定審査会に参加しなかったとき。
 - イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
 - ウ 公平な審査を阻害する行為があったとき。
- (2) 企画提案書が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 提出方法、提出先及び提出期間が示された要件に適合しないとき。
 - イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
 - ウ 見積額が提案上限額の範囲を超過したとき。

1.3 契約手続

審査の結果、受託候補者となった者については、主管課と提案内容の詳細について協議をし、市がこれに基づいて決定した予定価格の範囲内で市と契約手続を行うこととする。

なお、契約締結に至らない場合は、次点者と契約手続のための協議を行うこととする。

1.4 その他留意事項

- (1) 提出期間経過後の書類の差替え及び再提出は、認めないものとする。
- (2) 1参加者につき1提案とし、提出書類の返却は行わないものとする。
- (3) 本プロポーザルに係る費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (4) 採用された企画等に係る著作権その他一切の権利は、発注者が有するものとする。
- (5) 提出された企画提案書を受理した後の企画提案者による加筆及び修正は、認めないものとする。
- (6) 企画提案及び契約手続において用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (7) 提出された企画提案書等について、開示請求があった場合は、上天

草市情報公開条例の規定に基づき開示する場合がある。

- (8) 参加表明書及び企画提案書を提出した後に参加を辞退する場合には、辞退届（様式第10号）を提出すること。

15 問合せ先

〒869-3692

熊本県上天草市大矢野町上1514番地

上天草市会計課（担当：植田）

電話 0964-26-5529（直通）

ファクシミリ 0964-56-2121

電子メールアドレス kaikei_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp

※ 上記電子メールアドレスに関し、スパムメール対策として「@」を「_atmark_」と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。